

## 〇〇〇マンション協議事項

協議会の運用事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議会の構成員は <u>別紙のとおり</u> とする。</li> <li>(2) 協議会は毎年4月中旬及び10月中旬の2回定例会を開催し、さらに必要に応じて臨時に協議会を開催する。</li> <li>(3) 協議会において全体の消防計画の検討、作成及び運用等、当防火対象物の防火管理上必要な事項を決定し実施する。</li> <li>(4)</li> </ul>
統括防火管理者の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火管理上必要な場合、居住者及び関係者に対し防火上必要な指導、監督を行い、必要な報告を求めることができる。</li> <li>(2) 各住戸及び共用部の防火管理について各担当者に全体の消防計画に基づき、防火上必要な支持を行うことができる。</li> <li>(3) 統括防火管理者は臨時に協議会の開催を要求することができる。</li> <li>(4) 統括防火管理者は協議会に出席し防火上必要な意見を述べるることができる。</li> <li>(5)</li> </ul>
居住者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防計画に従って各住戸の防火管理を適正に実行し、防火管理上必要な事項を統括防火管理者に報告しなければならない。</li> <li>(2) 居住者及び関係者は統括防火管理者の指示に従うと同時に、消防計画に従って協力して防火管理業務を行う。</li> <li>(3)</li> </ul>
<p>全体の消防計画の作成と実施          防火対象物全体の消防計画は <u>別添のとおり</u> とし、これに従って本対象物における防火管理業務を実施する。</p>	
<p>その他必要な事項          その他必要な事項は <u>別紙のとおり</u> とする。</p>	